

第 65 回 国際対応専門委員会議事概要

日 時 平成 19 年 9 月 12 日（水） 10 時 00 分～12 時 00 分

場 所 （財）財務会計基準機構 会議室

（審議事項）

（1）9 月開催の IASB 会議の議事について

●退職後給付

退職後給付プロジェクト第 1 フェーズでは、現行の年金会計を大幅に改善すべく、4 年程度で見直すことのできる項目を検討している。

9 月 IASB 会議では、7 月会議に引き続いて、キャッシュ・バランス制度および類似の制度に関する議論として、①給付約定の定義、②確定リターン約定に係る負債の測定、③支払及び据置フェーズにおける給付の測定、が審議されることが説明された（7 月 IASB 会議での詳細な内容は、「IASB 会議報告（第 70 回会議）」及び「第 64 回国際対応専門委員会議事概要」を参照）。

- ① 給付約定の定義については、7 月 IASB 会議で確定拠出（DC）約定と確定リターン（DR）約定を一つの定義にまとめることを検討することとされたことを受けて、以下のように見直すというスタッフ提案がなされていることが説明された。
 - （i）退職後給付とは、企業が雇用関係の終了後に支払われる従業員給付（解雇給付を除く）を提供することを義務付ける、公式又は非公式の取決めをいう。
 - （ii）確定リターン約定は、所定の期間、当該期間末以降に稼得される予定の給与とは関係なく説明できる拠出額を通じて積み立てられる退職後給付である。
確定リターン約定の中には、企業が拠出額に係る約定リターンに関して義務を有するものもある。約定リターンは保証された固定リターン、ある資産又は資産グループの価値の変動、ある指標の価値の変動、若しくは、これらの組み合わせである。
 - （iii）確定給付（DB）約定は、確定リターンではない退職後給付である。
 - （iv）DB 約定と DR 約定のいずれか大なる額を提供する給付約定は、「いずれか大なる額」の選択肢付きの DB 約定である。

- ② 確定リターン約定に係る負債の測定では、確定リターン約定の 2 つの構成要素に関する事業主の負債の測定につき、3 つのアプローチの比較が行われ、スタッフからはアプ

ローチ C が提案されていることが説明された。

	拠出額	約定リターン
アプローチ A	IAS 第 19 号の割引率を用いた、 未払拠出金の現在価値	給付約定が変動しない前提の下で、 約定リターンの公正価値
アプローチ B	未払拠出金の割引前累積価値	支払われるべき拠出金に係る、約定 リターンと市場金利の差異の 公正価値（給付約定が変動しない 前提による。）
アプローチ C	未払拠出金の公正価値	給付約定が変動しない前提の下で、 約定リターンの公正価値

- ③ 支払及び据置フェーズにおける給付の測定では、支払フェーズと据置フェーズにおいて給付約定を区別する根拠はなく、すべての支払中の給付又は据置期間中の給付に関する負債は、IAS 第 19 号の割引率を用い、また、例えば死亡率のような他の要素を適切に考慮して期待現在価値で測定されるべきであるというスタッフ提案があり、この測定方法は積立フェーズの測定方法と相違するものの、第 1 フェーズの制約を踏まえた場合、最良なものであるとの主張がなされていることが説明された。

その後の質疑応答においては、以下のような、意見が述べられた。

- 日本ではキャッシュ・バランス・プランは DB に含まれると整理されており、DB と DC は制度上明確な違いがあるため、積立のパターンにのみ着目して、それ以外の要素を捨象するような方法でうまく整理していけるのか疑問がある。
- 資料には給付約定の定義の適用例が記載されているが、記載が簡単すぎて想定しているものがよく分からない。
- これまでの定義では金融リスクに加えてデモグラフィック・リスク（長生きリスク等）も考慮されていたが、今回の定義からは削除されているとの指摘があり、山田理事から、積立フェーズについて議論しているため、デモグラフィック・リスクを考えていないのではないかと説明があった。
- 支払・据置フェーズにおける負債は、「IAS 第 19 号の割引率を用いる」と記載されているが、引出又は死亡時点の価値を支払うということを勘案すると、IAS 第 19 号ではなく、金融商品として取り扱うべきではないか。

●概念フレームワーク

９月のIASB会議では概念フレームワークに関して、①「フェーズD：報告企業」のディスカッション・ペーパー（以下「DP」という。）の最終案の検討、②「フェーズA：目的及び質的特性」に関する再検討（受託責任と財務報告の目的）の審議が予定されていることが説明され、専門委員会ではこの内②について検討が行われた。

「フェーズA：目的及び質的特性」では、2006年7月に公表されたディスカッション・ペーパー（「財務報告の目的」「質的特性」）へのコメントを踏まえ、内容を再検討の上、公開草案とする予定であり、今回は、第1章「財務報告の目的」の中で、ヨーロッパを中心にコメントの多かった「経営者の受託責任の取扱い」の論点について、コメント提出者へのインタビュー等の結果に基づく対応案が審議される予定であることが説明された。

① 続いて、DPに寄せられたコメントの分析が次のように行われていることの説明がなされた。

- コメント提出者は、財務報告の目的が意思決定に有用な情報の提供であることにはおおむね同意したが、DPにおける目的の定義が資源配分の意思決定のみに焦点を当てており、財務報告の利用者が財務報告をインプットとして行う他の種類の意思決定（例えば、取締役の選任や報酬に関する投票などコーポレート・ガバナンス上の行動のための意思決定）を除外しているように見える点に懸念を示した。もともと、DPにおいて、それらの意思決定も考慮の対象とされており、この点を明瞭にするよう、目的の定義の文案を修正することとされた。
- 資源配分の意思決定よりも、受託責任の評価に関してのほうが重要となる財務情報があるとの意見があった。スタッフは、受託責任の概念は、利用者に提供する財務情報の種類のうちどれを強調するかの問題で、最終的に財務報告に現れる情報には大きな違いはないと判断している。
- コメント提出者の大半は、財務報告は利用者が経営者の業績を評価するのに役立つ情報を提供すべきであるとの意見を述べた。彼らは、経営者の能力と誠実性の評価は、企業のキャッシュ創出能力および資本提供者への利益還元能力の評価の重要部分であると主張した。

経営者の意思決定能力に関する評価は、貸借対照表よりも、業績に関する計算書（損益計算書およびキャッシュ・フロー計算書）に重点があり、DPにおける目的の記述が修正なしに採用された場合、将来の基準設定活動が、貸借対照表の役割を過度に強調し、業績に関する計算書の役割を過小評価することになるのではないかと懸念を示す意見があった。

② 上記の分析を踏まえて、財務報告の目的に関する記述を次のように修正するよう提案されていることが説明された。

一般目的の外部向け財務報告の目的は、現在のおよび潜在的な投資者・債権者が資本提供者としての立場で意思決定を行う上で有用な、報告企業に関する財務情報を提供することである。

③ また、DP の第 1 章の構成について、次のような論理的流れを示すように再構成することが提案されている旨、説明された。

- (1) 財務報告の基礎となる基本的な視点は、報告を行う企業の視点である。
- (2) この視点は、企業の資源（資産）、企業の資源に対する請求権（負債および資本）、およびそれらの変動に関わるものである。
- (3) 主要な利用者グループは、企業の資源に対する請求権を有する者（または請求権を有することとなる可能性のある者）、すなわち、現在のまたは潜在的な持分投資者および債権者（資本提供者）から構成される。他の潜在的な利用者グループも、財務報告の情報から便益を受けることがあるが、彼らは財務報告の目的の主たる焦点ではない。
- (4) 主要な利用者グループは、財務情報が、投資者および債権者が資本提供者としての立場で意思決定を行うのに有用であるので、財務情報に関心を持つ。
- (5) 投資者および債権者が行う意思決定には、資源配分の意思決定とともに、企業の資源に対する彼らの請求権を保全あるいは増進することに関連する意思決定が含まれる。

その後の質疑応答においては、以下のような、質問及び意見が述べられた。

- ・ コメントにある経営者の能力と誠実性の評価について、企業価値の評価に際して必要となるのれんの価値の評価との類似性を指摘する意見があった。
- ・ 基準諮問会議（SAC）やアメリカ会計学会（AAA）では、市場を介在さない公正価値測定の実施の傾向が強まっている現状について、受託責任という視点から問題であるとする批判が強く出されている、とする指摘があった。
- ・ 受託責任の観点からは、③(2)で示されるような変動をどのように測定するのかが最も重要な論点であるが、ここで示されたものは、変動を資産負債アプローチによって算定することをすでに前提としてしまっているのではないか。

(2) 公開草案に対するコメント対応

● IFRIC 解釈指針案 D21 号「不動産販売」

IFRIC 解釈指針案第 D21 号（以下「D21」という。）は、集合住宅や戸建住宅などのユニットを、「オフプラン」すなわち工事が完成する以前に販売する場合の不動産開発業者の実務を標準化することを目的としている。不動産開発業者は現在、IFRS を様々に解釈しており、ユニットの販売の収益を異なる時期に計上している。D21 は、開発業者が「商品」（完成後不動産ユニット）の販売ではなく、実際に工事「サービス」を提供している場合にのみ、IAS 第 11 号「工事契約」を適用して工事進行基準により収益を計上し、それ以外の場合には IAS 第 18 号「収益」を適用して会計処理することを提案している。本指針書案は、売手が工事サービスを提供していることを示す特徴についても提案している。

事務局より上記の内容の説明を行った上で、本公開草案に対してコメントを提出しない方針が説明された。その後、質疑応答が行われ、以下のような質問及び意見が述べられた。

- D21 で示された残余債務の定めは、IAS 第 18 号における収益の認識単位の考え方（第 13 項）と引渡後の費用の考え方（第 19 項）のいずれを適用するかという指針を示すものであるが、同様の考え方を示した IFRIC 解釈指針案第 D19 号「カスタマー・ロイヤルティ・プログラム」（以下「D19」という。）に対して、2006 年 11 月にコメントを出していることから、今回もこの点についてコメントをする方針であるかという確認があった。これに対して、この考え方は D19 においてすでに整理済みであるため、改めてコメントを行う方針ではないという回答がなされた。

●IFRIC 解釈指針案 D22 号「在外営業活動体に対する純投資のヘッジ」

IFRIC 解釈指針案第 D22 号（以下「D22」という。）は、IAS 第 21 号「外国為替レート変動の影響」及び IAS 第 39 号「金融商品：認識及び測定」に関連して、在外営業活動体に対する純投資に係る為替リスクのヘッジの会計処理に関する取扱いを明確化するための提案を行っているものである。具体的には、何が在外営業活動体に対する純投資のヘッジに適格なリスクであるか、グループ内のどこでヘッジ手段を保有できるのかという論点を取り扱っている。D22 は、ヘッジの対象となるリスクは親会社（中間親会社を含む）の機能通貨と在外営業活動体の機能通貨との相違から生じる為替エクスポージャーであるとし、ヘッジ手段を保有する会社はグループ内のどの子会社又は親会社でもよいとする解釈を提案している。

事務局より上記の内容の説明を行った上で、本公開草案に対してコメントを提出しない方針が説明された。その後、質疑応答が行われ、以下のような意見が述べられた。

- D22 は、米国の取扱いと異なるもの（緩和された定め）になるのではないかと。
- 日本の場合、機能通貨と表示通貨が同じであるため、D22 で問題とされたような複雑な問題は、基本的に生じないのではないかと。

●中小企業向け IFRS（IFRS for SMEs）公開草案

報告事項（２）

本公開草案について、先月の国際対応専門委員会に引き続き検討を行われた。事務局からは、本公開草案に対してコメントを提出しない方針が説明された。

質疑応答では、以下のような意見が述べられた。

- IFRS for SMEs は、IFRS とは別建てで独立した文書（stand alone document）であり、IFRS とは基本的にリンクしていないが、事務局の説明はここをリンクしているという認識に立つようなものにも聞こえたため、これを訂正する指摘がなされた。事務局からは、指摘を受け入れる旨の回答がなされた。

以 上